

学校いじめ防止基本方針

大仙市立西仙北小学校

◇基本方針を定めるにあたり◇

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。
本校は児童生徒の尊厳を保持するため、大仙市・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

I いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」における「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

この定義をふまえ、個々の行為がいじめにあたるかどうかの判断は、表面的、形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童の立場に立って行う。しかし、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。また、その時の本人の様子や周囲の状況を客観的に確認することにも配慮する。尚、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を活用するものとする。

II いじめの防止等に関する基本的な考え

1 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

いじめの未然防止の基本は、児童一人一人が安心して学校生活を送ることができる学校環境を作ることである。そのためには、生徒指導の三機能（自己決定、自己存在感、共感的に人間関係）を生かした、授業づくり、学級づくり、学校づくりを推進していく。

(2) いじめ防止に向けた取り組み

- ① いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりうることを踏まえ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの雰囲気醸成する。また、何がいじめにつながる行為なのかを具体的に児童に教えていく。
- ② 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図り、児童に豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ③ 生徒指導の充実
 - ・一人一人を伸ばす積極的な生徒指導を推進する。
 - ・児童間、児童と職員間のふれあいを大切に人間関係づくりに配慮する。
 - ・他者から認められ、役に立っているという「自己有用感」を育てる。
 - ・弱い立場にいる・困難を感じている・困っている児童に適切に支援する

(3) 豊かな心を育む教育活動の推進

- ① 「道徳の時間」の年間指導計画の中に具体的に盛り込み、それらを核とした全教育活動の中で、心を育てる教育を推進する。
- ② 教科指導・特別活動等、全教育活動の中で「関わり合う力」を育てる。
- ③ 児童が存在感を実感できる学級づくり・集団づくりに取り組む。

(4) 主体的な児童活動の推進

- ① 学級づくり、児童会活動(委員会活動)を充実させて所属意識を持たせる。
- ② 縦割り班「にしっ子」活動を深化させて思いやりの心を育む。

(5) 日常生活の中で望ましい人間関係づくりの推進(かかわり合う力)

- ① 「ふわふわことば」の奨励～相手の気持ちを考えた言葉遣いに心がけさせる～

- ありがとう ○そのちょうし ○がんばっているね ○やったね ○すごいね
- かっこいい ○よかったね ○ナイス ○じょうずだね ○ごめんね ○がんばったね
- ドンマイ ○すてきだね ○きれいだね…。

*大人の言葉遣い・行動を子どもたちはまねをするので、教師も言語・行動環境を整える。

②遊びの中で、よい人間関係力を身に付けるように根気強く指導する。

(6) 体を動かす活動の奨励

- ①いじめは、ストレスによることも一因であるので、カタルシス作用が働くように思いっきり体を動かしてストレスを発散させるようにする。
- ②「クローバータイム」や昼休みに、けがやトラブルに注意しながら遊ばせる。

2 いじめの早期発見

(1) いじめに係る調査の実施と対応

いじめは大人の目につきにくい場所で行われたり、遊びやふざけあいを装い行われ、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候があってもいじめではないかと疑いをもち早い段階から複数の教員で的確にかかわり、積極的に認知していく。

- ①いじめに係わる調査等を実施して情報収集・未然防止に努める。
- ②いじめ調査の実施・共有化。
＜調査→聞き取り(実態把握)→対応→ファイル化→全職員で共有化→引継＞
- ③いじめが発生、または兆候が認められたときは、迅速かつ慎重に対応する。
- ④加害者を指導することも必要であるが、その結果、被害者を追い込むことにならないように配慮し、本人・家族と連絡を取り合って慎重に対応する。

(2) 校内職員研修会の開催

- ①「いじめにかかわる校内研修会」を開催して教職員の力量を高める。
- ②「児童を語る会」を定期的に開催して児童理解を深める。

(3) 児童活動の見守り

- ①原則として、児童が活動しているときは、活動を見守る。行動観察する中で、いじめなどの言動を抑止させるとともに児童の行動について理解を深める。
- ②休み時間、昼休み時間、放課後なども分担して児童の活動を見守る。
- ③クラブ・委員会活動においては、特に始まる前後を注意深く見守る。(指導者が不在のときに、いじめなどの問題行動が発生する確率が高い。)

(4) 相談活動等の充実

- ①児童や保護者との面談を定期的に、または必要に応じて随時行う。
- ②保護者との連絡帳でのやりとり・電話連絡等を随時行う。

III いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で、加害児童の生徒指導をする。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置かず、社会的向上等の児童の人格形成に主眼を置いた指導を行う。また、教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

1 いじめられた児童に対しては

- (1) 事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れ共感することで心の安定を図る。
- (2) 秘密を守り、最後まで守り抜くことを伝える。
- (3) 必ず解決できるという希望が持てるよう、言葉をかけ、自信を持たせるようにする。

2 いじめられた児童の保護者に対しては

- (1) 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- (2) 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- (3) 学校の方針を伝え、家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

3 いじめた児童に対しては

- (1) いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、その背景にも目を向け指導する。
- (2) 孤立感や疎外感を与えないよう教育的配慮を十分行いつつ、毅然とした対応とねばり強い指導を行う。

4 いじめた児童の保護者に対しては

- (1) 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- (2) ことの重大さをしっかりと認識させ、学校での指導方針を伝えるとともに家庭での指導を依頼する。

5 周りの児童に対しては

- (1) 学級や学年、学校全体の問題として考えさせ、傍観者からいじめを排除する側・仲裁する側への成長を促し、ねばり強く指導する。
- (2) いじめの背景となった問題等について学級・学年で話し合い、いじめ根絶の意識を高める。

6 周りの保護者に対しては

当事者のプライバシー等に配慮しながら必要な情報は伝え、「いじめは決して許さない」という毅然とした意識を共有する。(例：PTA学級懇談会・学年報・学校報など)

IV いじめ防止等の対策のための組織

1 本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ問題対策委員会」を設置し全教職員が一致協力できる体制を確立する。

【役割】

- いじめ防止に対する学校基本方針に基づき、取り組みの実施・検証・評価・修正を行う。
- いじめの相談・通報の窓口になる。
- いじめの疑いに関わる情報や児童の問題行動等に関わる情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いのある情報が入った時は、いじめ問題対策委員会を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に行う。
- いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進級・進学に・転学にあたる際の適切な情報提供をする。

2 「いじめ問題対策委員会」の構成

〈学校の職員〉

校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・その他の関係職員

〈専門的な知識を有する関係者〉(必要に応じて)

市児童家庭課職員・フレッシュカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校医

〈保護者地域住民〉(必要に応じて)

PTA 役員・学校評議員・地域住民

3 家庭や地域と連携していじめをなくす取組の推進

- (1) PTAや地域の活動と連携して取り組む。
- (2) スポ少活動等も教育活動の一環と考えて支援・協力する。(代表者会の開催)
- (3) ネット上でのトラブルについて、保護者・家庭と十分に連絡・連携をとり、防止に努める。

4 教育委員会や関係機関との連携

- (1) 市教育委員会・県の関係機関・中学校と連携して取り組む。
- (2) フレッシュカウンセラー・たんぼぼダイヤルの活用(紹介)

5 家庭や地域へ伝える活動

- (1) 学校報・学年報等で学校の様子を伝えるとともに相談しやすい環境づくりに取り組む。
- (2) 安全で安心な学校づくりを進める上で、児童が安心して暮らせる学校づくりを共に目指していくことを確認する。
- (3) 家庭や地域と双方向の伝え合いで、いじめ防止に努める。